主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人熊谷泰事郎の上告趣意(後記)は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑 訴四〇五条に該当しない。(そして、原判決の認定事実は本件公訴事実とその基礎 たる事実の同一性を失わないから、所論の訴訟法違反も認め難く。)また記録を精 査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官